平成２５年（フ）第２０５号
静岡県沼津市本字千本1910番地の155、前住所静岡県沼津市真砂町10番地の９
破産者　鈴木のぶ代
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
静岡県沼津市原188番地の１
破産者　香谷　昭三
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
愛知県一宮市木曽川町黒田字酉新田中ノ切５番地17イー・スクエア木曽川302号
破産者　玉澤　彰一
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７号
愛知県一宮市木曽川町黒田字酉新田中ノ切５番地17イー・スクエア木曽川302号
破産者　玉澤　勝世
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３８号
愛知県一宮市浅野字西大土102番地　たまきマンション201号
破産者　川田眞知子
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８９号
愛知県豊田市三軒町１丁目32番地15　ハイツマルカネ201号
破産者　瀧澤　正彦
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
愛知県豊田市寿町３丁目46番地　アシューレ201号
破産者　圓藤　輝義
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
愛知県岡崎市下青野町字西新居20番地
破産者　牧野　一也
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
愛知県豊田市青木町１丁目59番地　サンライズ左右木201号
破産者　総根　康平
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８０６号
兵庫県西宮市美作町１―21
破産者　ローラン・ジーナこと　池田　和彦
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０８号
熊本県下益城郡美里町甲佐平1443番地１
破産者　松井富士美
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
熊本県菊池市隈府1421番地
破産者　山内三喜雄
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第５号
大分県杵築市大字南杵築1913番地１　パレルモⅠ101、申立前の住所大分県杵築市大字南杵築1254番地１
破産者　桝本　　忍
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3368番地９
破産者　吉田喜代治
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１０８号
徳島県徳島市南末広町２番67―608号
破産者　海川　彰子
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
千葉県佐倉市上志津1814―４　プラザ志津206、住民票上の住所千葉県佐倉市上志津1673番地91　ハイホーム911号
破産者　和田　将嗣
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５７号
北海道苫小牧市双葉町２丁目11番８号
破産者　西井　克己
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５８号
北海道苫小牧市双葉町２丁目11番８号
破産者　西井　信子
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７５号
北海道勇払郡むかわ町穂別85番地54
破産者　浅沼　和敏
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８９号
北海道苫小牧市北栄町５丁目３番地の５ル・シーニュ沼ノ端Ⅲ202
破産者　加藤　　充
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９０号
北海道苫小牧市明徳町４丁目８番２―308号
破産者　武部　聡美
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部